

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下この条において「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下この条及び別表第十九号において「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項において単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。

【事業の名称】 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

【現行制度の概要】

教育委員会は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するための組織であり、地方における教育行政の中心となっています。

このため、学校及び社会教育機関（以下「学校等」という。）の施設（以下「学校等施設」という。）の管理及び整備に関する事務も教育委員会が担うこととなっており、地方公共団体の長の権限として行うことは認められていません。

【特例措置の内容】

地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校等施設及び公の施設の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共

団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

【趣旨】

学校等施設と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、例えば、学校施設の複合化や余裕教室の活用の促進、計画的な施設整備の推進が期待される場合に、構造改革特別区域において、教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理及び整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

【説明】

1 「校舎その他の施設」について

学校に関しては校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を、社会教育機関に関しては公民館のほか、図書館、博物館等の施設を指します。

2 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校等施設については余裕教室が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているかなどが挙げられます。

また、「配置の状況」としては、どのような学校等施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするかなど一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているかなどが挙げられます。

3 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な児童等の減少や増加を見越して学校等施設の整備を緊急的に行わなければならない場合など、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる事情が想定されます。

4 「学校等施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校等施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃などの事務が挙げられます。

また、「学校等施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定など）、施設の設計・整備事業の実施、施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施などの事務が挙げられます（学校等施設の設置そのものに係る事務は含まれません。）。

5 「学校等施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校等施設に余裕教室が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校等施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合などにおいて、学校等施設を学校教育及び社会教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペースなど教育以外の目的に使用する場合も想定されます。

6 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校等施設と公の施設について一体的な計画を策定するなど総合的な整備を行うことが想定されます。

- 7 「学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について
例えば、学校等施設と他の公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動への悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校等施設と他の公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校等施設の整備は、食い違いをきたさないように行われるべきであると考えられます。
- 8 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず」について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条には教育委員会の、また、同法第24条には地方公共団体の長の職務権限が規定されています。
今回、特例措置により、本来、教育委員会の所管に属する学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を地方公共団体の長が行うことができるものとするため、同法第23条及び第24条の規定の特例となることを明記したものです。
- 9 「第二十八条の規定は適用しない」について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育財産の取得及び処分は地方公共団体の長の権限とされている一方、その管理及び整備は教育委員会の権限とされています。
同法第28条は教育財産の取得及び処分と管理を担う主体が異なることを踏まえた調整のための規定であり、今回の特例措置により、地方公共団体の長に権限移譲される場合には、地方公共団体の長が一元的に学校等施設の取得、処分、管理及び整備を担うこととなるため、当該学校等施設については同条の適用を除外するものです。

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【説明】

- 1 「学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるもの」について
学校施設等の管理及び整備に関する事務のうち、整備計画の策定や施設の設計など、教育内容や指導方法の変化に応じて実施する必要があるものや、目的外使用の許可など、学校等における教育活動への支障の有無について十分に考慮を行う必要があるものについては、「学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」と考えられるため、このような事務については教育委員会の意見を聴く必要があります。
一方で、維持修繕や安全点検、さらには清掃などの継続的かつ日常的に行われるような事務については、学校等における教育活動に大きな影響を与えることは想定されないことから、このような事務についても意見を聴くこととすることは、効率的な事務の遂行等の観点より不要であると考えられます。
しかしながら、どのような事務が当該地域の学校等における教育活動と密接な関連を有し、教育委員会の意見を聴くこととすべきかについては、権限移譲の対象となる

事務の内容や地域の実情等が影響する部分も少なくないため、一律の基準をもって区分することは困難です。

したがって、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち、学校等における教育活動と密接な関連を有するものであると各地域の実情等を踏まえて各地方公共団体が判断し、規則で定めたものについて教育委員会の意見を聴くこととしています。

2 「当該地方公共団体の規則で定めるところにより」について

教育委員会の意見を反映させる上では、企画立案や調整等、個々の事務について管理し、及び執行する際に、教育委員会の意見をそれぞれ聴くことが望ましいですが、一方で、個々の事務についてすべての段階で一律に意見を聴くこととするのも迅速な行政運営等の観点から非効率であると考えられます。

したがって、具体的な意見聴取の時期、手続等についても、各地方の実情等を踏まえて各地方公共団体が判断し、規則において定めることとしています。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【説明】

第2項の規則の制定又は改廃に際しては、教育活動を担う教育委員会の意見を踏まえる必要があることから、あらかじめ、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴くことを規定することとしています。

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は」と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

【説明】

社会教育法第44条第2項及び学校施設の確保に関する政令第2条第3項の規定において、大学以外の公立学校の管理機関については、「教育委員会」として具体的に規定されています。

しかし、本特例措置が適用される構造改革特別区域においては、学校施設等の管理及び整備に関する事務の全部又は一部について地方公共団体の長に移譲することができる

こととされます。このため、管理に関する事務を含めて移譲する場合においては、「地方公共団体の長」が管理機関となることから、読替規定を設けています。

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第四十四条 （略）

- 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の理事長、大学以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）をいう。

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 （略）

2 （略）

- 3 この政令において「管理者」とは、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長が管理する同項の学校施設にあつては、当該地方公共団体の長）をいう。